

成田市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、成田富里いずみ清掃工場から発生する熱エネルギーを有効に利用し、市民のスポーツ活動等を通じた健康増進及び地域社会における福祉の増進を図るため、成田市余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）を成田市小泉161番地に設置する。

(施設の構成)

第2条 余熱利用施設の施設の構成は、温水プール、温浴施設、トレーニング室、多目的室、遊具広場、多目的広場、談話室及び休憩広間その他の便益施設とする。

(事業)

第3条 余熱利用施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民のスポーツ活動及び温浴施設の利用を通じた健康増進並びに市民の地域活動の支援及び地域コミュニティの醸成のための施設の提供に関すること。
- (2) 市民の健康増進のための事業の実施に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、余熱利用施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 余熱利用施設の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 余熱利用施設の使用の許可、使用の許可の取消し及び使用の停止に関する業務
- (2) 余熱利用施設の利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の決定、収受、減免及び返還に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 余熱利用施設の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 余熱利用施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 余熱利用施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
- (2) 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）

2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第8条 余熱利用施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合は、条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、余熱利用施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(目的外使用及び権利の譲渡等の禁止)

第10条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、余熱利用施設を当該許可の目的外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、余熱利用施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第8条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 第9条各号のいずれかに該当するとき。

(利用料金)

第12条 使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金を支払わ

なければならない。

2 余熱利用施設の利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、規則で定めるとき又は公益上必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の返還)

第14条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるとき又は必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、余熱利用施設への入館を制限し、又は退館させることができる。

(1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 余熱利用施設の施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、余熱利用施設の管理運営上支障が生じるおそれがあるとき。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、余熱利用施設の使用を終了したとき（第11条の規定により使用の許可の取消し又は停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和11年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、余熱利用施設の使用の許可  
その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

別表

1 温水プール利用料金

使用区分	単位	金額
一般	2時間以内	600円
65歳以上		400円
小中学生（義務教育学校の児童生徒を含む。以下同じ。）		300円
未就学児		無料

備考

- 1 この表において「2時間以内」とは、同一の日における開館時間内での連続した2時間以内の使用をいう。
- 2 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
  - (1) 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 利用料金の額に100分の40を乗じて得た額
  - (2) 使用の許可を受けた時間を超過して使用する場合 超過して使用する時間2時間までごとに使用区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額（本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては、当該額に100分の40を乗じて得た額を加算した額）の2時間に相当する額

2 温浴施設利用料金

使用区分	単位	金額
一般	3時間以内	720円
65歳以上		480円
小中学生		360円
未就学児		無料

備考

- 1 この表において「3時間以内」とは、同一の日における開館時間内での連続した3時間以内の使用をいう。
- 2 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
  - (1) 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 利用料金の額に100分の40を乗じて得た額
  - (2) 使用の許可を受けた時間を超過して使用する場合 超過して使用

する時間3時間までごとに使用区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額（本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては、当該額に100分の40を乗じて得た額を加算した額）の3時間に相当する額

### 3 トレーニング室利用料金

使用区分	単位	金額
一般	2時間以内	600円
65歳以上		400円

#### 備考

- 1 この表において「一般」とは、15歳に達する日後の最初の4月1日から65歳に達する日までの間にある者をいう。
- 2 この表において「2時間以内」とは、同一の日における開館時間内での連続した2時間以内の使用をいう。
- 3 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
  - (1) 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 利用料金の額に100分の40を乗じて得た額
  - (2) 使用の許可を受けた時間を超過して使用する場合 超過して使用する時間2時間までごとに使用区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額（本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては、当該額に100分の40を乗じて得た額を加算した額）の2時間に相当する額

### 4 多目的室利用料金

使用区分	単位	金額
専用使用（1室につき）	1時間	420円

#### 備考

- 1 この表において「1時間」とは、同一の日における開館時間内での連続した1時間の使用をいう。
- 2 次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
  - (1) 本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者以外の者が使用する場合 利用料金の額に100分の40を乗じて得た額
  - (2) 使用の許可を受けた時間を超過して使用する場合 超過して使用する時間1時間までごとに使用区分の欄の区分に応じ、それぞれ金

額の欄に定める額（本市に住所を有し，又は勤務し，若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては，当該額に100分の40を乗じて得た額を加算した額）の1時間に相当する額

- 3 利用料金及びこれに加算する額には，冷暖房設備の利用料金が含まれるものとする。

#### 5 遊具広場利用料金

使用区分	単位	金額
小学生以下	1人1回	50円
保護者		100円

#### 備考

- この表において「1回」とは，同一の日における開館時間内での連続した使用をいう。
- 次に掲げる場合にあっては，それぞれに定める額（その額に10円未満の端数があるときは，これを四捨五入した額）の範囲内において，市長の承認を得て指定管理者が定める額を利用料金の額に加算する。
  - 本市に住所を有し，又は勤務し，若しくは通学する者以外の者が使用する場合 利用料金の額に100分の100を乗じて得た額
  - 使用する日が土曜日，日曜日又は休日に当たる場合 利用料金の額（本市に住所を有し，又は勤務し，若しくは通学する者以外の者が使用する場合にあっては，当該額に100分の100を乗じて得た額を加算した額）に100分の100を乗じて得た額

#### 6 多目的広場利用料金

使用区分	単位	金額
専用使用	1時間	無料

備考 この表において「1時間」とは，同一の日における開館時間内での連続した1時間の使用をいう。